

令和8年度(2026年度)

熊本県育休等代替臨時職員・ 常勤職員代替臨時的任用職員

登録案内・申込書

【免許資格職・大学卒業程度】

獣医師	薬剤師
保健師	看護師
臨床検査技師	管理栄養士
作業療法士	理学療法士
言語聴覚士	診療放射線技師
保育士	社会福祉
心理判定員	

登録は随時受け付けています。

登録申込先:熊本県健康福祉部健康福祉政策課

1 育休等代替臨時職員及び常勤職員代替臨時的任用職員について

(1) 育休等代替臨時職員

県の機関で、産前・産後休暇及び育児休業を取得する正職員の代替として任期を定めて勤務していただく職員です。

(2) 常勤職員代替臨時的任用職員

県の機関で、正職員の休職、退職等による欠員が生じた場合に代替職員として勤務していただく職員です。

2 採用までの流れ

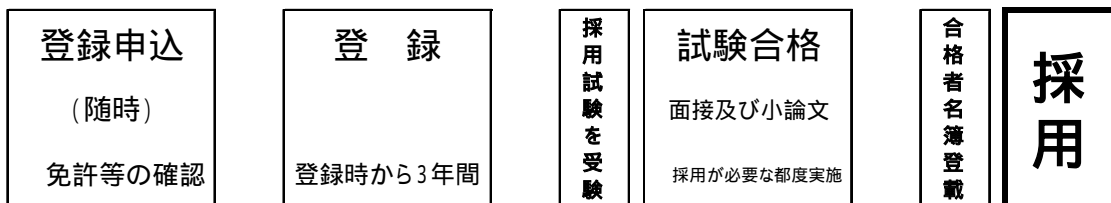
免許資格等を確認の上、採用試験の受験候補者として名簿に登録します。

採用試験を実施する場合、希望される勤務地を考慮の上、試験について御案内します。

採用試験の受験については、勤務条件等を考慮の上御判断ください。

なお、採用試験は、産前・産後休暇及び育児休業を取得する職員がいる場合や休職もしくは退職等により正職員に欠員を生じた場合に実施します。登録されても、育児休業を取得する職員数が少ない場合や欠員が生じない場合は、試験を実施しないこともありますので、あらかじめご了承ください。

採用試験を受験され、合格された場合、任用候補者として合格者名簿に登録します。



一度登録された方は、登録の抹消を希望しない限り申込みから3年間登録が継続されます。1回の任期が終了しても、名簿登録有効期間内に別の職員が育児休業等を取得する場合や欠員が生じる場合には、再度採用されることがあります。

試験等実施の際に専門的な知識及び能力について確認します。

3 各職種の登録要件

職種	勤務先等	登録要件
獣医師	県庁、保健所、食肉衛生検査所等における食品衛生、乳肉衛生、と畜検査業務等	(資格)獣医師免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)日本国籍
薬剤師	県庁、保健所、保健環境科学研究所等における薬事、食品衛生、試験研究業務等	(資格)薬剤師免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)日本国籍
保健師	県庁、保健所等における保健予防業務等	(資格)保健師免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)国籍不問
看護師	こども総合療育センター、こころの医療センター等における看護業務等	(資格)看護師免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)国籍不問

職種	勤務先等	登録要件
臨床検査技師	保健所、こども総合療育センター、こころの医療センター等における公衆衛生、臨床検査業務等	(資格)臨床検査技師免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)国籍不問
管理栄養士	保健所、こども総合療育センター、こころの医療センター等における栄養指導業務等	(資格)管理栄養士免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)国籍不問
作業療法士	こども総合療育センター、こころの医療センターにおける作業療法業務等	(資格)作業療法士免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)国籍不問
理学療法士	こども総合療育センターにおける機能訓練業務等	(資格)理学療法士免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)国籍不問
言語聴覚士	福祉総合相談所、こども総合療育センターにおける言語療法業務等	(資格)言語聴覚士免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)国籍不問
診療放射線技師	こども総合療育センター、こころの医療センターにおける放射線検査業務等	(資格)診療放射線技師免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)国籍不問
保育士	福祉総合相談所、こども総合療育センター、清水が丘学園等における保育士、児童自立支援業務等	(資格)保育士免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)国籍不問
社会福祉	福祉総合相談所、こども総合療育センター、清水が丘学園等における児童自立支援業務等	(資格)次のいずれかに該当する者 社会福祉士免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 児童自立支援専門員の有資格者 又は 取得見込みの者 精神保健福祉士免許を有する者 又は 1年以内に取得見込みの者 (国籍)日本国籍
心理判定員	福祉総合相談所、こども総合療育センター等における心理判定業務等	(資格)学校教育法による大学(短期大学を除く)において心理学を専攻(教養課程のみの心理学履修者は除く)し、卒業した者(卒業見込みの者を含む) (国籍)日本国籍

各免許取得見込みの者は免許取得後、卒業見込みの者は卒業後の採用となります。
採用時までには免許を取得していない場合は採用されません。

ただし、次のいずれかに該当する方は、登録申込できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- (3) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 登録の申込み

申込みは**随時受け付け**ます。

- (1) 必要事項を記入し写真を貼った**登録申込書**
(2) 免許を有する者は**免許証の写し**(取得見込みの者については免許を取得後)
(3) 表面に住所、氏名及び郵便番号を記入し、登録申込み受理通知を裏面に貼った**はがき**
上記(1)から(3)をそろえて、下記「8 申込み及び問合せ先」に郵送または持参してください。なお、郵送の際は、申込みの封筒の表に「**代替臨時職員登録申込**」と**朱書き**し、**特定記録郵便**で郵送してください。

書類確認後、登録手続きを経て受理通知を送付します。

3週間経過しても受理通知が届かないときは、申込先に問い合わせてください。

5 勤務条件等

- (1) 任用期間

ア 育休等代替臨時職員

正職員の産前・産後休暇及び育児休業期間の全部又は一部の期間(基本的には1年程度)ですが、**育児休業中の正職員が予定より早く復帰した場合等は、当初の任用期間より早く退職となる場合があります。**

イ 常勤職員代替臨時的任用職員

正職員の休職、退職等により欠員が生じた期間のうち、6月を超えない期間です。

なお、1回に限り6月を超えない期間で更新することがあります。

- (2) 給与(月額の一例:令和8年(2026年)4月1日現在)

ア 獣医師	(大学6年制卒)263,800円	(大学卒)248,500円
イ 薬剤師	(大学6年制卒)261,700円	(大学卒)246,300円
ウ 保健師	(大学卒)273,800円	(短大3年制卒)268,500円
エ 看護師	(短大3年制卒)268,500円	(短大2年制卒)265,000円
オ 臨床検査技師	(大学卒)246,300円	(短大3年制卒)238,600円
カ 管理栄養士	(大学卒)246,300円	(短大卒)230,000円
キ 作業療法士	(大学卒)246,300円	(短大3年制卒)238,600円
ク 理学療法士	(大学卒)246,300円	(短大3年制卒)238,600円
ケ 言語聴覚士	(大学卒)246,300円	(短大3年制卒)238,600円
コ 診療放射線技師	(大学卒)246,300円	(短大3年制卒)238,600円
サ 保育士	(短大卒)214,400円	
シ 社会福祉	(短大卒)214,400円	
ス 心理判定員	(大学卒)226,900円	

いずれも学歴、職歴に応じた加算措置があります。

○ 諸手当(通勤手当、住居手当、期末勤勉手当など)

○ 勤務が6月を超えた場合は退職手当

- (3) 育休等任期付職員の選考の対象(育休等代替臨時職員として採用された場合)

職員が一定期間以上の育児休業等を取得するとき、必要に応じ、育児休業等の請求期間を任用の限度として、任期を定めた職員(育休等任期付職員)を、育休等代替臨時職員採用試験の合格者の中から選考により採用する場合があります。

6 試験結果の情報提供

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が 受験票又は合格通知書及び 本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、試験を実施した所属にて手続きをしてください。

なお、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

また、電話、メール、郵便等による情報の求めに対しては提供できません。

提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	開示場所
受験者本人	総合順位及び総合得点	合格発表の日から1か月間	試験を実施した所属

7 その他

- (1) 免許資格職以外の職種(一般事務)につきましては、年に1回程度(毎年4月頃)、採用試験を実施しております。試験を実施する時期に県のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

<免許資格職以外の職種(一般事務)に関する問合せ先>

熊本県総務部人事課人事班(県庁行政棟本館4階)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話 096-333-2053(直通)

- (2) 名簿からの登録抹消を希望される場合は、以下記載の問合せ先宛て書面(様式任意)にてお申し出いただきますようお願いいたします。

8 申込み及び問合せ先

熊本県健康福祉部健康福祉政策課(県庁行政棟新館3階)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話 096-333-2192(直通)